

・米軍嘉手納基地へのステルス戦闘機 F-22A ラプター配備に対する
意見書

米空軍の F-22A ラプター戦闘機 12 機が 1 月 14 日以降、米軍嘉手納飛行場に飛来した。米空軍は今回 4 カ月の予定で同基地に配備する方針である。

また、米軍は 1 月 11 日、ラングーン空軍基地の第 1 戦闘団と州空軍第 192 戦闘団の計 300 人を米軍嘉手納基地に配備することも発表している。

外来機の配備は基地機能強化につながり、度重なる F-22A ラプター戦闘機の定期的配備計画は常駐化である。

F-22A ラプター戦闘機は、平成 21 年 3 月 25 日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。その後の調査で、操縦士らが低酸素症とみられる症状が相次いだため、長距離飛行を中断していた。米国防省は「安全性が確保されたため」と強調しているが、墜落の不安や恐怖は増すばかりであり、基地周辺住民は強い怒りを覚える。

近年の米軍嘉手納基地の状況は、外来機の飛来により国内でも最悪の爆音被害をもたらしており、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、住民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に對し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 ステルス戦闘機 F-22A ラプターの訓練を中止させること。
- 2 外来機の飛行は、いかなる理由があるにせよ中止させること。
- 3 これ以上の基地機能強化に断固反対し、嘉手納基地の整理縮小・撤去すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 2 月 12 日

沖縄県読谷村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

米軍嘉手納基地へのステルス戦闘機 F-22A ラプター配備に対する 抗議決議

米空軍の F-22A ラプター戦闘機 12 機が 1 月 14 日以降、米軍嘉手納飛行場に飛来した。米空軍は今回 4 カ月の予定で同基地に配備する方針である。

また、米軍は 1 月 11 日、ラングーン空軍基地の第 1 戦闘団と州空軍第 192 戦闘団の計 300 人を米軍嘉手納基地に配備することも発表している。

外来機の配備は基地機能強化につながり、度重なる F-22A ラプター戦闘機の定期的配備計画は常駐化である。

F-22A ラプター戦闘機は、平成 21 年 3 月 25 日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。その後の調査で、操縦士らが低酸素症とみられる症状が相次いだため、長距離飛行を中断していた。米国防省は「安全性が確保されたため」と強調しているが、墜落の不安や恐怖は増すばかりであり、基地周辺住民は強い怒りを覚える。

近年の米軍嘉手納基地の状況は、外来機の飛来により国内でも最悪の爆音被害をもたらしており、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、住民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、読谷村議会は、村民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 ステルス戦闘機 F-22A ラプターの訓練を中止すること。
- 2 外来機の飛行は、いかなる理由があるにせよ中止すること。
- 3 これ以上の基地機能強化に断固反対し、嘉手納基地の整理縮小・撤去すること。

以上、決議する。

平成 25 年 2 月 12 日

沖縄県読谷村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第 18 航空団司令官